

明 下 総 第 1 4 3 号

2021（令和3年）12月21日

明石市監査委員 藤 本 一 彦 様

同 藤 田 隆 大 様

同 尾 倉 あき子 様

同 三 好 宏 様

明 石 市 長 泉 房 穂

都市局（下水道室）定期監査の結果に対する措置について（通知）

2021年（令和3年）11月26日付け明監第79号で提出の  
あった都市局（下水道室）定期監査の結果について、別紙のとおり  
措置を講じましたので地方自治法第199条第14項の規定により  
通知いたします。

1 監査結果の受理日 令和3年11月26日

2 措置の内容

(監査の結果)

(1) 固定資産の管理について

下水道室は、下水道サービスの安定的な供給を行い、効率的・計画的な事業運営を進めるため、平成28年度から地方公営企業会計を導入された。事業の運営にあたっては、財政状態や経営成績を的確に把握することが必要であり、そのために固定資産を適正に管理することが重要である。

平成30年度の定期監査において、固定資産が存在しないにもかかわらず、固定資産台帳に記載されている事例や固定資産台帳と固定資産との実地の照合が適時行われていない事例などが見受けられたことから、改善措置を講じられるよう求めたところである。

今回の定期監査において、その改善の状況を調査したところ、固定資産管理シール等による識別や固定資産関係事務の手引きの策定が行われたほか、実地の照合をされるなど固定資産の管理事務につき一定の改善が図られているものと認められた。しかしながら、一部の施設において前回指摘した内容が改善されておらず、実地の照合が容易な工具器具及び備品等において固定資産台帳の内容と固定資産の現物の内容とが一致しない事例が見受けられた。前回の定期監査における監査委員からの改善

措置の求めに対し、「所要の整備を行い固定資産の適正管理に努める」との回答があったにもかかわらず、このような事例が見受けられたことは非常に残念である。今後においては、いっそう適切に固定資産の管理が行えるよう組織全体として改善に取り組まれない。

(講じた措置)

定期監査にて調査いただきました台帳と現物とが一致していなかった固定資産につきましては、令和3年度決算においてすべて整理を行います。

今後、工具器具及び備品等につきましては、固定資産台帳と現物との実地の照合を定期的に行います。

また、実地の照合が困難な機械及び装置等につきましても、所管課が保有する設備台帳システムを活用した新たな管理方法を検討するなど、組織全体として、固定資産管理事務の改善に努めて参ります。(下水道室)